

株式会社アーク等に対する再生支援の完了について

2014 年 9 月 30 日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2011 年 3 月 31 日に株式会社企業再生支援機構法（平成 21 年法律第 63 号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第 25 条第 4 項に規定する支援決定を行い、同年 6 月 23 日に法第 28 条第 1 項に規定する買取決定及び法第 31 条第 1 項に規定する出資決定を行いました。

機構は、支援決定以後、再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、2014 年 8 月 19 日に株式会社オリックス（買付主体は、株式会社オリックスが組成した O P I ・ 11 株式会社、以下「オリックス」という。）に対し機構が保有する株式会社アーク（以下「アーク」という。）の株式の一部について譲渡を行いました。また、残りの株式については、2014 年 8 月 26 日にアークに対し金銭を対価とする取得請求権の行使を行い、これにより機構が保有する再生支援対象事業者の株式の全てについての処分が完了しました。なお、2014 年 3 月 28 日に機構が保有する再生支援対象事業者への全ての債権についても、弁済が完了しております。

今般、2014 年 9 月 30 日のアークの臨時株主総会終結をもって、機構からアークへの専門家派遣を終了したことにより、機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係る全ての再生支援を完了しました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

アーク並びにその子会社である株式会社安田製作所、昭和精機工業株式会社、岐阜精機工業株式会社、株式会社ソルプラス、相模原部品工業株式会社、クローバー電子工業株式会社及び東邦システム株式会社

2. 買取決定に係る債権の買取価格

機構は、再生支援対象事業者に対する元本 30,395 百万円の債権に関し、関係金融機関等から 16,975 百万円で債権買取等を行い、事業再生計画に沿って 1,419 百万円の放棄及び債権の一部を現物出資財産とする募集株式の引受け（いわゆるデット・エクイティ・スワップ（DES））の実行を行いました。その後、担保処分等による一部弁済を受けていましたが、2014 年 3 月 28 日、残債権全額の弁済が完了しております。

（注）上記の債権買取等については、債権の買取りのほかに、これに代えて、機構が

再生支援対象事業者に融資を行い、債務を当該資金で関係金融機関等に弁済することを含みます。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者の関係者調整、債権の買取り、新規融資枠の設定、出資、並びに専門家派遣を行うことで再生支援対象事業者の支援を行いました。

以上